

公募型プロポーザル方式にかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年8月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 (仮称) 世田谷区九品仏地区児童館・保育園複合施設整備基本構想(案)
作成支援等業務委託

(2) 業務内容

- ① 測量業務(現況測量、真北測量、地形測量、高低測量、樹木調査)、計画敷地及び周辺調査、調査結果の整理・分析
- ② 建築と条件の整理、検証
- ③ 建築計画案作成及び施工工程等の比較、検討
- ④ 建築基本構想案とりまとめ、最終報告書及び概略設計図書の作成

(3) 履行期間(期限)

令和6年3月29日(金)

2 参加資格

次の要件のいずれかを満たす法人であること

- (1) 世田谷区競争入札参加資格名簿に登録されており、営業種目「建築設計」の格付け第150位以上を有する事業者、または世田谷区内に住所を有する法人格を持ち、以下①②の条件を満たす事業者
 - ① 現在、世田谷区内に建築士事務所登録があること。
 - ② 事務所および事業所の機能を有する建築物の建築基本構想、基本設計、実施設計の実績(いずれか1つでも可)を複数件(5件以上)有すること。
- (2) 児童館または保育園または幼稚園の新築または改築に関わる設計業務実績があること。
※対象となる児童館・保育園・幼稚園は地方自治体等公共団体、民間いずれの運営でも可とします。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること(本提案の応募者が業務の一部を外部法人へ分担する場合は、当該外部法人の代表者が、上記に該当していないこと)。
- (4) 世田谷区競争入札参加資格名簿に登録されている者で世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納し

ていないこと。

- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2. 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書及び1次審査書類一式を提出した者

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 参加資格、業務体制、業務実績
- (2) 実施業務、実施にあたっての与条件（地域特性、区の施策など）の理解度
- (3) 提案書における提案内容の的確性、実現性
- (4) 業務実施にあたっての実施方針の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童課

(2) 説明書の交付期間、場所、方法及び質問受付・回答

① 説明書の交付期間

令和5年8月1日（月）から令和5年8月14日（月）まで

② 説明書は、以下URLのホームページに掲載

URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00204896.html>

質問受付・回答

質問受付 令和5年8月1日（火）～8月8日（火）17時まで

質問回答 令和5年8月10日（木）

※回答はホームページに随時掲載する。

(3) 参加希望届出書及び1次審査書類一式提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 令和5年8月14日（月）午後5時まで

② 提出場所 世田谷区子ども・若者部児童課（世田谷区世田谷4丁目20番27号 世田谷区役所第2庁舎20番窓口）

③ 提出方法 持参（郵送、メール送信等不可）

(4) 1次審査結果通知書及び2次審査提案要領の送付

令和5年8月17日（木）

(5) 2次審査に関する質問受付・回答、提案書類一式提出期限及びヒアリング日程

① 質問受付・回答

質問受付 令和5年8月18日（金）～9月1日（金）

質問回答 令和5年9月5日（火）

※回答は1次審査通過者全員のメールアドレスへ送付する。

② 提案書類一式提出期限 令和5年9月8日（金）

③ ヒアリング日程 令和5年9月13日（水）

※2次審査に関する詳細は1次審査合格者に別途通知する。

(6) 2次審査結果の通知および契約締結

令和5年9月下旬頃を予定

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

世田谷区子ども・若者部児童課（世田谷区世田谷4丁目20番27号世田谷区役所第2庁舎20番窓口）

電話：03-5432-1111内線2310

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。